

学校集金管理システム利用料プロポーザル実施要領

1 趣旨

市内小中学校における学校集金の徴収・管理業務について、支払方法の選択肢を拡大し保護者の利便性を向上させると同時に、学校における現金徴収を減らすことを目的としています。また、教職員と児童生徒の現金取扱いリスクを低減させること、未納者への督促に係る教職員の負担軽減を図っていきます。

これらを踏まえ、学校集金管理システム利用料業者の選定の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、対象契約の内容に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な手続きを定めるものとします。

2 業務の概要

(1) 案件名

学校集金管理システム利用料

(2) 業務内容

「学校集金管理システム利用料仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和9(2027)年4月1日から令和12(2030)年3月31日まで

※契約締結日の翌日から令和9(2027)年3月31日までは、業務を開始するための準備期間とします。

(4) 契約上限金額

令和9(2027)年度 金6,818,000円

令和10(2028)年度 金6,818,000円

令和11(2029)年度 金6,818,000円

合 計 金20,454,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 見積提示金額

見積提示金額には以下の項目を含め、明細も記載すること。また、複数の決済手段がある場合は、見積提示金額に含まれる決済手段を明記すること。また、見積提示金額に含まれない決済手段がある場合は、金額と決済手段を提示すること。

ア システム導入費用

イ システム運用費用

ウ システム利用及び決済手数料

エ その他

(6) 条件

ア 学校数 12校（小学校8校、中学校4校）

イ 児童生徒及び教職員数（見込） 5,800人（児童生徒数5,300人、教職員数500人）

ウ 集金総額 172,691,000円 ※令和9(2027)年度想定金額

エ 集金回数 10回

オ 振込口座 12口座

(7) 見積算定条件

以下のとおりとする

支払方法	想定割合	回数	金額
キャッシュレス (クレジット、QR、口座 直結等)	53%	30,740回	91,526,230円
口座振替	46%	26,680回	79,437,860円
その他	1%	580回	1,726,910円

※見積算定のための想定であり、実際の利用実績を保証するものではない。

※提案内容が口座振替のみの場合は、キャッシュレス分の金額を加えた額で算定すること。また、他の場合も同様とする。

(例：口座振替の金額を170,964,090円で算定)

※キャッシュレスに複数の決済方法がある場合は、提案し得る決済方法のうち、決済手数料が最も高額となる方法で算定すること。

(例：クレジット3%、QR3.5%の場合、QRで算定)

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定については学校集金管理システム利用料プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者としてします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。(他社システムを利用する場合は、利用部分を明記すること)

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 契約締結日に、令和8(2026)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「コンピュータサービス」

の業種において登載されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成25年2月21日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(4) 令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの間に同様の業務の実績を3件以上有していること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

(1) 質問がある場合は、「質疑書」(様式第4号)に質問事項を記載の上、令和8(2026)年10月19日(月)午後5時までに、電子メール(学校教育課メールアドレス gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、学校教育課に提出してください。

なお、電子メールの件名は「学校集金管理システム利用料質疑提出(社名)」とし、電子メールの送信後は速やかに電子メール到着の有無を電話で学校教育課(学校教育課電話番号 0561-32-8026)に確認してください。

(2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」(様式第5号)により、参加事業者全員に対し参加

申込書に記載された担当者メールアドレス宛で電子メールで、令和8(2026)年10月21日(水)までに回答します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要調書(様式第2号)
- ウ 業務実績調書(様式第3号)
- エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課に電子メールで提出

(4) 提出先

学校教育課メールアドレス gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「学校集金管理システム利用料参加申込:社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で学校教育課(電話番号 0561-32-8026 担当:中田)に確認してください。

(5) 提出期限

令和8(2026)年10月23日(金)午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和8(2026)年10月28日(水)までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届(様式第6号)	正本1部	会社名、代表者氏名等の必要事項を漏れなく記入をしてください。
イ	企画提案書 (任意様式)	正本1部 副本1部	仕様書に基づき、評価基準の項目を踏まえて、表紙を含めて30ページ以内で作成してください。 注:マニュアルを提示してください。
ウ	業務実施体制調書 (様式第7号)	正本1部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 (様式第8号)	正本1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。

オ	工程計画書 (様式第 9 号)	正本 1 部	仕様書等を参考に履行期間におけるスケジュールを作成してください。
カ	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式第 10 号)	正本 1 部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
キ	見積提示金額調書 (様式第 11 号)	正本 1 部	見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格による A 4 判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ・ファイル形式は PDF 形式としてください。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1 事業者について 1 提案とします。
- ・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、アからキまでの順に並べてページ番号を付し、1 つの PDF ファイルとして提出してください。
- ・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別の PDF ファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる事業者選定にのみ使用しますが、みよし市情報公開条例（平成 13 年三好町条例第 2 号）第 5 条の規定に基づく行政文書の開示請求がされた場合は、同条例第 7 条各号に掲げる情報（個人に関する情報、公にすることで法人の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除き、原則としてこれを開示することとなるため、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由について書面で意見書を提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第 7 条各号に該当すると認め難い場合は、意見書の内容にかかわらず開示することがあります。

(2) 提出方法

みよし市役所教育部学校教育課へ電子メールで提出

(3) 提出先

みよし市役所教育部学校教育課 メールアドレス gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「学校集金管理システム利用料企画提案書：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で学校教育課（電話番号 0561-32-8026 担当：中田）に確認してください。

(4) 提出期限

令和 8 (2026) 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで ※期限厳守

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施します。

イ 第 1 次審査の結果、点数が上位の 3 者に対し、第 2 次審査を行うものとします。

（企画提案書等の提出者が 3 者以下の場合は第 1 次審査を実施しません。）

ウ 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 8 (2026) 年 11 月 10 日（火）までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催日時

令和8（2026）年11月18日（水）午前9時から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所庁舎3階301会議室（予定）

ウ 審査の方法

1 事業者につき25分以内（機器の準備含む）でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき4名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。画面表示用の大型ディスプレイ（HDMI又はType-C接続可）を会議室に準備しますので、必要であれば使用してください。その他使用する機器類や通信回線等が必要な場合は、参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者が行うものとし、会場に入場できるのは4名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 内容

以下の内容を提案すること。

- ・利用者登録から集金の依頼を開始するまでの手順及び期間
- ・口座情報又はクレジットカード情報の登録を希望しない保護者への対応方法及び運用フローを提案書に明記すること。

カ 評価基準

別に定める評価基準に従い審査します。

9 契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定します。

(2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点（6割）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	期日・期間等
公募の開始	10月9日（金）
参加申込	10月9日（金）～10月23日（金）午後5時
質問の受付	10月9日（金）～10月19日（月）午後5時

企画提案書等の提出	10 月 28 日（水）～11 月 6 日（金）午後 5 時
第 1 次審査結果通知	11 月 10 日（火）
第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	11 月 18 日（水） 午前 9 時から
プロポーザル事業者選定委員会	11 月 25 日（水）
競争入札審査委員会（結果報告）	12 月 15 日（火）
第 2 次審査結果通知	12 月 18 日（金）
契約締結	12 月 24 日（木）